○関東地方整備局告示第二百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
草加市新善町字甚蔵一五五番一地先から春日部市水角字古川一二二六番一まで	前	B A	二一・〇〇～一一・二六～一二四・四〇〇メートル	一四・〇二〇キロメートル六・五二〇
	後	A A B・C	二一・〇〇～〇・〇〇～一二四・四〇〇メートル	一四・〇二〇キロメートル九・七四四

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市大字箕田字団右エ門一七四〇番一まで	前	A	一九・七六～〇・〇〇～一九・七六～〇・〇〇～一八七・〇〇メートル	七一・六〇〇キロメートル一八・三七一
	後	B A B	七一・六〇〇～一八・三七一～一一・〇〇〇	

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県諏訪郡富士見町富士見字神戸原向原二九一五番一から同町富士見字根重二六六六番一まで	前	一〇・八〇～三五・三三	〇・三六〇キロメートル
	後	一一・九九～三五・三三	〇・三六〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南都留郡山中湖村山中字寺屋敷四一番四地先から同村山中字数木二一二番三六地先まで	前	八・〇七～一九・二七	一・一〇〇キロメートル
	後	八・三六～二六・九〇	一・一〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市国分七丁目一五一一番二から同市国分七丁目一一四一番二まで	前	七一・二四～九六・二〇	〇・一三二キロメートル
	後	七一・二四～一〇六・七二	〇・一三二メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市鬼高三丁目七六一番一から同市鬼高三丁目七六一番三まで	前	一一九・七三～一五五・二三	〇・〇六五キロメートル
	後	一一九・七三～一六九・六二	〇・〇六五メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志